平成２３年（フ）第４９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2177番地51
債務者　藤川　福美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１６１号
宮崎市希望ケ丘１丁目21番２―４号　市営住宅
債務者　宮園　幸博
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地２―１―203号
債務者　大山　一男
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３５号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地２―１―203号
債務者　大山　雅代（旧姓柿本）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３７号
鹿児島県奄美市住用町大字西仲間48番地
債務者　箕輪　清道
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４７号
鹿児島県大島郡伊仙町大字阿権360番地
債務者　秋丸　宝大
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１６８号
秋田市八橋イサノ１丁目19番16号　三愛コーポ101号
債務者　小棚木　章
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７号
秋田市東通２丁目９番21号円ハウスＢ号
債務者　保坂　博範
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２号
福島県郡山市台新２丁目31番４号　ビラージュ藤Ⅱ305号
債務者　渡部貴恵子（旧姓滝田）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
福島県本宮市岩根字みずきが丘１番地656
債務者　小屋野将行
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
福島県本宮市岩根字みずきが丘１番地656
債務者　小屋野みづ穂（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
福島県郡山市開成４丁目５番10号　マルベリープレーンハイツ開成101号
債務者　斎藤　友信
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
福井県以下不詳、住民票上の住所滋賀県大津市湖城が丘31番11―104号
債務者　中村　紀之
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１８号
兵庫県揖保郡太子町黒岡11番地８
債務者　大塚　博子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第６０号
山口県下関市安岡町５丁目５番20号、前住所山口県下関市熊野西町２番10―505号
債務者　城野　　宏
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
山口県下関市中央町８番23―703号　市営中央改良住宅２
債務者　真邉　裕惠
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
山口県下関市山の田北町１番５―101号　県営住宅稗田団地
債務者　広田眞由美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
高知県高岡郡越知町山室耕141番地
債務者　西森　末弘
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所須崎支部